

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

チェックリスト  
別紙 1

1 あなたの過去の無償化申請について

(1) 「兵庫県の授業料等無償化制度」を申請するのは、今回が初めてですか。	
	はい ・ いいえ
(2) (1)で「はい」の場合のみ) それはなぜですか。該当するものに☑を入れてください。	
<input type="checkbox"/> 新入生である	
<input type="checkbox"/> 令和8年度に学部の2年生になった	
<input type="checkbox"/> 前年度の基準日(4/1)以降に居住要件(兵庫県内に3年以上在住)を満たした	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

2 あなたのことについて

(1) 国籍等について	
①あなたの国籍について記入してください。	
	日本 ・ その他 ※「その他」の場合は別紙2も提出
(2) 通っていた高等学校等について	
①国内の高等学校等を卒業しましたか。	
	はい ・ いいえ
②(①で「いいえ」の場合のみ) 入学前の履歴は次のうちどちらですか。	
	高卒認定試験合格者 ・ その他
③(②で「高卒認定試験合格者」の場合のみ)	
ア 高卒認定試験に合格したのはいつですか。	
	年 月
イ (高卒認定試験受験資格取得年度(16歳になる年度)より5年経過後に合格した人のみ)	
5年を経過した後も、毎年度高卒認定試験を受験していましたか。	
	毎年受験していた ・ 毎年受験していなかった

【裏面あり】

### 3 生計維持者について

【生計維持者の状況が、以下の各項目に該当する場合のみ回答してください】

項 目		内 容	
生計維持者の状況	生計維持者を父または母のいずれか一方としている理由	<input type="checkbox"/> 父又は母と死別 <input type="checkbox"/> 離婚（離婚調停中を含む）により父母いずれかと別生計 <input type="checkbox"/> 父又は母が病気等により意思疎通不能 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	生計維持者を父母以外（1名）としている理由	<input type="checkbox"/> 両親（父母）と死別 <input type="checkbox"/> 両親（父母）は病気等により意思疎通不能 <input type="checkbox"/> 結婚しており、両親ではなく配偶者に扶養されている <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	生計維持者をあなた自身（独立生計）としている理由	<input type="checkbox"/> 両親（父母）と死別、かつ他の親族から経済的支援を受けていない <input type="checkbox"/> 結婚しており、配偶者を扶養している <input type="checkbox"/> 本人が社会的養護を必要とする（していた）※ <u>→別紙2も提出してください</u> <input type="checkbox"/> その他（ ）	
共通	申告に間違いはありませんか。	はい ・ いいえ 必要に応じて事実関係が確認できる証明書類を後日求める場合があります。	

※「社会的養護を必要とする（していた）」とは、満18歳となる前日に児童養護施設等に入所等（児童養護施設への入所、児童自立支援施設への入所、児童心理治療施設への入所、自立援助ホームへの入所、里親に養育、ファミリーホームで養育）していた人をいいます。高校等を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所することとなった人も含みます。

### 4 国の修学支援新制度における多子世帯に関する確認について

【学部生で、修学支援新制度に申請しない場合のみ回答してください】

この申請の前々年の12月31日時点において、同一の生計維持者に税法上扶養されている子ども（学生本人を含む）について記入してください。

続柄	氏名	申請時年齢	在学学校名（就学者のみ）	同居・別居

【多子世帯について】

多子世帯とは、市町村民税において、生計維持者に扶養されている子どもが3人以上（本人を含む）である場合です。

### 5 資産の申告について

【学部生で、修学支援新制度に申請しない場合のみ回答してください】

あなたと生計維持者の資産の合計について、該当する方を回答してください。

（多子世帯でない場合）	5,000万円未満	・	5,000万円以上
（多子世帯の場合）	3億円未満	・	3億円以上

【対象となる資産の範囲】

現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券（時価）、満期や解約により現金化した保険

※土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。